

伊東市図書館基本構想策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

伊東市立伊東図書館は、伊東市生涯学習センター中央会館の館内にある複合施設であり、昭和55年11月に現行施設が開館し、まもなく築40年を迎える施設で、施設の老朽化は著しい状況である。

また、利用者が閲覧できる開架スペースが十分でないほか、休日等の中・高生の学習スペース及び駐車場の不足など、敷地・建物条件により解消されない課題もあり、バリアフリーへの対応等も含めたハード面の問題も含め、ニーズに沿ったサービスへの対応等を検討していく必要がある。

このような状況下において、利用者に満足いただけるような、高度な図書館サービスを始め、ICTなどを活用した利便性の高い新たなサービスや情報発信機能を備えた新図書館の建設を進めるとともに、現生涯学習センター中央会館の移転も見据えつつ、多様化及び高度化する利用者ニーズ等に対応すること、さらには、コミュニティ醸成の場となるスペースの設置などを実現する必要があることから、生涯学習機能を有する施設として伊東図書館及び生涯学習センター中央会館の移転を検討している。

移転に際しては、市内全体の図書館サービスのあり方を検討しながら、その中での本館としての役割を整理し、新図書館のコンセプトを明確にした上で進めていく必要がある。

こうした背景のもと、令和2年度末以降に実施を予定している図書館基本計画の策定、建設後の図書館等運營業務及び施設管理運營業務に先立ち、新たな図書館におけるコンセプト、サービス内容、それに必要な諸室、ゾーニング等について検討するとともに、新図書館に多くの伊東市民が期待を寄せている状況に鑑みれば、本件が構想としての業務にとどまることなく、伊東市民が「未来を拓く」ことのできる図書館像を描けるよう、将来的な運営までを見据えた有用性の高い構想として、実現可能かつ効率的な運営体制の検討なども包含した「伊東市図書館基本構想」を策定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

伊東市図書館基本構想策定業務委託

(2) 履行場所

伊東市大原二丁目1番1号伊東市役所庁舎内、受託者の作業場所ほか

(3) 業務期間

契約締結日から令和2年11月30日まで

(4) 業務内容

伊東市図書館基本構想策定業務委託

※ 詳細は、伊東市図書館基本構想策定業務委託仕様書を参照のこと。

(5) 対象施設の概要

ア 建設予定地の地番

伊東市桜木町二丁目672番4 ほか10筆

イ 施設規模（建設予定地）

(ア) 敷地面積約4029.88㎡

(イ) 用途地域等による制限

近隣商業地域、建ぺい率80%、容積率300%、第3種高度地区、準防火地域、日影規制なし

ウ 施設の内容（現行施設の概要）

(ア) 図書館：開架書庫、閉架書庫、一般閲覧室、親と子のコーナー、ブラウジングホール、特別閲覧室、特別資料室等

(イ) 生涯学習センター中央会館：第1・2会議室、第1・2研修室、美術工芸室、第1・2和室、視聴覚室、展示兼トレーニング室

エ 資料数（現行施設の概要）

図書資料約188,000点、視聴覚資料（DVD等）約3,500点、雑誌約13,000点

(6) 業務委託料上限額

7,150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 公募型プロポーザル実施スケジュールについて

公告日及び実施要領の公表 （ホームページに掲載）	令和元年12月20日（金）
実施要領等の交付期間	令和元年12月20日（金）～令和2年1月15日（水） 午後5時まで
実施要領、仕様書等への質問 期間	令和元年12月20日（金）～令和2年1月6日（月）午 後5時まで
参加表明書の受付期間	令和元年12月20日（金）～令和2年1月15日（水） 午後5時まで
質問に対する回答	令和2年1月10日（金）
企画提案書の提出期限	令和2年1月20日（月）午後5時まで
1次審査（書類審査）	令和2年1月21日（火）～令和2年1月26日（日）

1次審査結果通知	令和2年1月27日（月）
2次審査（企画提案説明及び 質疑応答：ヒアリング）	令和2年2月上旬
2次審査結果通知	令和2年2月中旬
契約締結	令和2年2月下旬（予定）

※ 現段階の予定であり、応募者数により変更となる場合がある。

(8) その他

契約の締結については、プロポーザルにより選定された最優先事業者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

3 実施形式

企画提案書及びプレゼンテーションによる公募型プロポーザル方式

4 プロポーザル参加資格（資格要件、実績等）

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本件委託業務の受託を希望し、企画提案書の提出者としてプロポーザルに参加することができる者（以下、「参加者」という。）
- (2) 伊東市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格（昭和60年伊東市告示第92号）を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (4) 伊東市から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 伊東市暴力団排除条例（平成24年伊東市条例第19号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらと密接関係者ではないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (9) 公立図書館等の基本構想の策定業務等類似業務を行った実績を有すること。

※ 公立図書館等には、公立図書館と他の公共施設の複合施設も含むものとし、類似業務とは、公立図書館に係る基本構想又は基本計画等これに類する業務を指す。

- (10) 統括責任者には、本業務に精通し十分な経験と知識を有する者として、司書資格を有し、公立図書館等の基本構想の策定業務等類似業務の経験を有する者を配置すること。

5 事務局

伊東市図書館基本構想策定業務委託のプロポーザル選定委員会事務局（以下「プロポーザル事務局」という。）は、伊東市教育委員会事務局教育部生涯学習課とする。

- (1) 住 所：〒414-8555
静岡県伊東市大原二丁目1番1号
- (2) 電 話：0557-32-1961
- (3) F A X：0557-37-8117
- (4) E-mail：gakusyuu@city.ito.shizuoka.jp
- (5) ホームページ：http://www.city.ito.shizuoka.jp
- (6) 業務時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

6 参加表明書の提出

参加者は、本実施要領の内容を確認し、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び添付書類

ア プロポーザル参加表明書（様式1-1）

イ 公立図書館等の基本構想策定業務等類似業務の実績（様式1-2）

ウ 統括責任者予定者の経歴書（様式1-3）

※ プロポーザル参加資格には該当しないが、統括責任者予定者が公立図書館運営の実務経験を有していれば、その旨を記載すること。

エ 統括責任者予定者が司書資格を有していることを証する書類

オ 国税及び地方税に滞納がないことを証する書類

カ 法人の概要が分かる資料（パンフレット等）及び法人組織図（受託業務担当部門が分かるもの。）

(2) 提出先等

ア 提 出 先：プロポーザル事務局

イ 提出部数：正本1部

ウ 提出期限：令和2年1月15日（水）午後5時まで（必着）

エ 提出方法：郵送（提出期限日必着）又は持参（提出期限日の午後5時必着）とし、郵送の場合は、書留郵便又は特定記録郵便に限ることとする。持参の場合の受付は、土日、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 辞退について

参加表明書提出後に辞退する場合は、令和2年1月15日（水）午後5時までに、辞

退届（任意様式）をプロポーザル事務局へ提出すること。

(4) プロポーザルの参加者決定について

提出期限までに提出された参加表明書の内容を審査し、上記参加資格を全て満たしている参加者をプレゼンテーション（2次審査）に参加できる者として決定する。

ただし、参加表明書の提出をした者が5者を超える場合は、10 企画提案書の審査方法及び審査基準、(3) 審査項目及び評価内容のうちプレゼンテーションに係る審査項目を除いた審査項目及び評価内容に基づいた採点表により企画提案書の審査を行い、得点の高い順に5者をプレゼンテーション（2次審査）に参加できる者として決定する。その結果については、令和2年1月27日（月）に参加者全てに書面にて通知することとし、この選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けないこととする。

また、最高得点者から5番目の者が2者以上となった場合は、選定委員会委員長が決定する。

なお、選定された事業者が1者の場合でもプロポーザルは執り行うものとする。

7 質疑について

質疑がある場合は、提出期限までに質疑書を提出すること。

(1) 質疑書類など

ア 質疑書：様式2

イ 提出先：プロポーザル事務局

ウ 提出期限：令和2年1月6日（月）午後5時まで（必着）

エ 提出方法：電子メールのみとする。

※ 質疑を行った場合、プロポーザル事務局まで電話により受信確認を行うこと。

(2) 回答について

ア 回答日：令和2年1月10日（金）

イ 回答方法：質疑及び回答は質疑者を伏せた上で本市のホームページに掲載する。

8 企画提案書の提出について

(1) 参加者は、以下に留意し、提出期限までに企画提案書を提出すること。

なお、提出期限後、提出書類は返却しないこととする。

(2) 提出先、提出書類及び部数等

ア 提出先：プロポーザル事務局

イ 提出書類：企画提案書等一式

ウ 提出部数：正本1部、副本15部（複写可）

エ 提出期限：令和2年1月20日（月）午後5時まで（必着）

オ 提出方法：郵送（提出期限日必着）又は持参（提出期限日の午後5時必着）とし、郵送の場合は、書留郵便又は特定記録郵便に限ることとする。持参の場

合の受付は、土日、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

カ 備考

- (ア) 企画提案書は、以下の「(3) 企画提案書の構成」の各項目を満たしていること。
 - (イ) 正本は、企画提案書（A4タテ型（A3等の場合は折り込むこと））に企画提案書の提出について（様式3-1）を付けてホッチキス留めせず、クリップ等により束ねた形で1部提出すること。
 - (ウ) 副本は、企画提案書のうち以下の「(3) 企画提案書の構成ア～コ」について、ホッチキス留めせず、クリップ等により束ねた形で15部提出すること。あわせて企画提案書のPDFデータをCD-ROM（1枚）で提出すること。
- (3) 企画提案書の構成
- 企画提案書は、以下の各項目をもって構成するものとし、様式は各項目の指示に従うこと。
- ア 基本構想策定業務委託の各業務内容（伊東市図書館基本構想策定業務委託仕様書5に記載の業務内容：以下(ア)から(カ)に再掲）に係る実施方針及び特に留意すべきと考える事項（様式3-2）
- (ア) 前提条件の整理と課題の抽出
 - (イ) コンセプト、概算規模目標及びサービス内容の検討
 - (ウ) ゾーニング案の検討
 - (エ) 事業計画の検討
 - (オ) 民意の調査
 - (カ) 伊東市図書館基本構想策定委員会の支援
- イ 伊東市立伊東図書館及び伊東市生涯学習センター中央会館（以下「現図書館等」という。）の現在の機能に関する認識（様式3-3）
- ※ 現図書館等の現在の機能について、その過不足も検討して認識を記載すること。
- ウ サービス内容に関する考え方（様式3-4）
- ※ 現図書館等の現在の機能から拡充する内容と拡充する理由について記載すること。
- エ その他自由なアイデアによる提案など（様式3-5）
- オ 業務工程表（様式3-6）
- ※ 各業務における工程表案を作成すること。
- カ 公立図書館等の基本構想策定業務等類似業務の実績（様式1-2）
- ※ 参加表明書に添付したものを再度添付すること。
- キ 平成26年度以降の公立図書館の運営業務実績（様式3-7）
- ※ プロポーザル参加資格には該当しないが、参加者又は参加者の関連会社等が公立図書館の運営業務実績を有する場合は提出すること。あわせて、関連会社等との

関係性を証する書類を提出すること。

なお、関連会社等とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社を指す。

ク 業務実施体制調書（配置予定統括責任者及び配置予定担当者の氏名及び担当業務等：様式3-8）

※ プロポーザル参加資格には該当しないが、担当者が公立図書館等の基本構想の策定業務等類似業務の経験を有していれば、その旨を記載すること。

ケ 見積書（任意様式）

詳細かつ各経費項目の積算が明確な内容の見積書を作成すること。

コ 企画提案資料（任意様式）

上記アからケまでの項目の内容を補うための参考資料を作成すること。また、どの項目の参考資料であるか分かるように工夫して記載すること。

9 企画提案説明及び質疑応答（ヒアリング）について

(1) 日時：令和2年2月上旬（予定）

(2) 実施方法等

企画提案書に基づき、パワーポイントによる概要説明のプレゼンテーション及びヒアリングを実施することとし、新たな資料配付は認めない。

なお、企画提案説明当日には、当業務の配置予定担当者（3名以内）が出席すること。

(3) 実施時間

プレゼンテーションの時間は20分間とし、その後20分間ヒアリングを予定する。

(4) プレゼンテーションにおいて使用するプロジェクター、スクリーン及びパソコンはプロポーザル事務局が準備するが、パソコン等については持込を可とする。

(5) プレゼンテーションの実施日、実施時間などの詳細は、「6(4) プロポーザルの参加者決定について」に記載の決定通知に記載する。なお、プレゼンテーションの順番は参加表明書の提出順とする。

10 企画提案書の審査方法及び審査基準

(1) 選定委員会について

本市職員で構成する伊東市図書館基本構想策定業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、当該プロポーザルの審査を行い、委託契約を締結する最優先事業者を選定する。

(2) 審査方法及び審査基準

参加者の企画提案書及びプレゼンテーションについて、下記の審査項目及び評価内容に基づいた採点表により審査を行い、最も高い得点を獲得した者を本業務の最

優先事業者として選定する。

最高得点者が2者以上となった場合は、選定委員会委員長が決定する。参加者が1者の場合であってもプレゼンテーションを開催し、選定委員会の各委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、その参加者を最優先事業者として選定する。なお、選定委員会は非公開とする。

(3) 審査項目及び評価内容

審査項目			評価内容
実績・体制	実績	業務の実績	公立図書館等の基本構想の策定業務等類似業務を行った実績を評価する。
			関連会社等の公立図書館の運営業務の実績を評価する。 ※ 参加資格には該当しないが、参加者又は参加者の関連会社等による実績があれば、評価する。
	業務実施体制	統括責任者	統括責任者の公立図書館の実務経験を評価する。 ※ 参加資格には該当しないが、経験を有すれば評価する。
		実務担当者	実務担当者の公立図書館等の基本構想の策定業務等類似業務の経験を評価する。 ※ 参加資格には該当しないが、経験を有すれば評価する。
企画提案	実施方針	業務の適正さ	基本構想策定業務の実施方針の適正さを評価する。
		業務の手法	実現性の高い構想とするための具体的手法や手順を評価する。
	提案	基本構想策定に係る視点や考え方等の適正さと提案事項の有用性	伊東市立伊東図書館の現状と課題の把握状況を評価する。
			伊東市生涯学習センター中央会館の現状と課題の把握状況を評価する。
		移転後のサービス内容に関する考え方の適正さを評価する。	
		関連する計画及び基本構想策定業務仕様書の内容に関する提案内容の有用性を評価する。	

企画提案	提案	基本構想策定に係る視点や考え方等の適正さと提案事項の有用性	自由なアイデアによる提案の有用性を評価する。
	工程計画	計画の妥当性	作業工程に無理がなく、作業手順及び人員配置が妥当であるかを評価する。
	プレゼンテーション	プレゼンにおける意欲	業務に取り組む意欲及び積極性を評価する。
プレゼンにおける説得力		図書館に係る基礎知識を習得しており、わかりやすく、説得力のある提案であるかを評価する。	
価格評価	参考見積書	価格の妥当性	企画提案書との整合性が取れており、価格が妥当なものであるかを評価する。

1.1 審査結果

(1) 結果通知

令和2年2月下旬（予定）に、参加者に対し書面により通知する。

(2) 非選定の理由

上記(1)のうち、最優先事業者に選定されなかった参加者は、次に定めるところにより、非選定理由の説明を求めることができる。

ア 提出様式：任意様式

イ 提出先：プロポーザル事務局

ウ 受付時間：午前9時から午後5時まで（必着）

(3) 非選定理由の説明に対する回答

回答は、プロポーザル事務局において説明を求める書面を受領後、7日以内（閉庁日を除く。）に書面により行う。

1.2 実施要領等の交付期間、場所及び方法

(1) 交付期間：令和元年12月20日（金）から令和2年1月15日（水）まで

(2) 交付場所：プロポーザル事務局

(3) 交付方法：交付場所での直接交付又は伊東市ホームページからのダウンロードによる。

1.3 その他

(1) 応募に関して必要な費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 審査の結果、選定された最優先事業者と契約締結の交渉を行う。なお、最優先事業者との契約が不調の場合は、評価により順位付けられた上位事業者から順に、契約締

結の交渉を行う。

- (3) 参加者が次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。
 - ア プロポーザル参加資格を満たさないとき。
 - イ 定められた提出方法、提出先又は提出期限に適合しないとき。
 - ウ 指定様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
 - エ 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ 審査結果に影響を与えるような工作をしたとき。
 - カ 伊東市図書館基本構想策定業務委託公募型プロポーザル実施要領に違反すると認められるとき。
 - キ その他、選定委員会が不相当と認めるとき。
- (4) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約保証金：免除
- (6) 契約書作成の要否：要
- (7) 契約等について
 - ア 委託内容に係る詳細については、市と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
 - イ 本件プロポーザルは、伊東市図書館基本構想策定業務委託契約に係る最優先事業者の選定を目的とし、本市は、契約時に選定された最優先事業者が提出した企画提案書の内容に拘束されないものとする。
- (8) 本市は、本件に参加した者の商号及び名称並びに最優先事業者として選定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 企画提案書の作成に際し、現図書館等の調査が必要な場合には、プロポーザル事務局に事前に相談すること。ただし、利用者の迷惑となる行為や写真撮影は不可とし、質問も受け付けないこととする。
- (10) 関連情報を入手するための照会先
プロポーザル事務局又は伊東市ホームページ
- (11) 詳細は、伊東市図書館基本構想策定業務委託仕様書による。